

令和2年（行ウ）第54号 託送料金認可取消請求事件

原告 一般社団法人グリーンコープでんき

被告 国

(処分行政庁 経済産業大臣)

準 備 書 面 10

令和4年10月14日

福岡地方裁判所 第1民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小 島 延 夫



同 代理人弁護士

北 古 賀 康 博



同 代理人弁護士

篠 木 潔



同 代理人弁護士

馬 場 勝



原告は、被告の令和4年9月16日付け第8準備書面について、以下のように反論する。

第1 本件変更認可処分により、小売電気事業者に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を支払うべき義務が課されること

- 1 被告は、電気事業法17条1項は小売電気事業者に託送供給を受ける権利を保障する規定ではないとした上で、本件変更認可処分がなされた後においても、原告が引き続き託送供給を受けることができることを根拠に「本件変更認可処分は、原告の主張するように『託送供給を受ける権利』を『直接』『制限』するものではないから、本件変更認可処分によりその権利が直接制限されるものとして本件訴訟の原告適格が肯定されることにはならない。」旨、主張する（令和4年9月16日付け第8準備書面3～6頁）。

そして、従前から、被告は、「原告が賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払義務を負うのは本件変更認可処分の法的効果ではなく、一般送配電事業者との合意の効果にはかならない」旨を主張する（被告第3準備書面など）のみである。

- 2 そもそも、小売電気事業者は、電気事業法17条1項、18条1項、2項によって、法的地位や権利を保障されているから、仮に、一般送配電事業者が経済産業大臣の認可を受けることなく、託送供給等約款を変更しても、それによる小売電気事業者の法的地位や権利は変動しない。

一般送配電事業者が託送供給等約款を変更する場合、経済産業大臣の認可を受けてはじめて、それが、一般送配電事業者と小売電気事業者の間の託送供給契約に法的効果を与えるのである。小売電気事業者が託送供給等約款の変更認可後の内容に拘束されるのは、託送供給等約款変更認可処分の法的効果によるものである。

その意味で、「原告が賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払義務を負うのは本件変更認可処分の法的効果ではなく、一般送配電事業者との合意の効果

にはかならない」とする、被告の主張は、基本的に誤っている。

3 また、本件では行政事件訴訟法9条1項により原告に原告適格が認められるか否かが争点の一つとなっていたところ、原告は従前より「経済産業大臣の認可があった時点で、託送供給等約款の変更の効果が発生し、当該一般送配電事業者と託送供給契約の相手方との間で従前から託送供給契約を締結していたときは、変更後の託送供給等約款がただちに適用される。」、「託送供給契約の相手方は、経済産業大臣が本件変更認可処分をしたことでの法的効果による権利の制限を受けるといえ、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟における原告適格を有するのであり、原告はこれに該当するのであるから原告適格が認められる。」旨の主張をしていた（原告準備書面2など）が、被告は、これに対し、正面からの反論をしていない。

4 さらに、最終的に、本件変更認可処分がなされた後においても、原告が引き続き託送供給を受けることができることを理由に、「本件変更認可処分は、原告の主張するように『託送供給を受ける権利』を『直接』『制限』するものではない」などとする（令和4年9月16日付け第8準備書面3～6頁）のは、議論をすり替え、揚げ足を取るような主張に終始するものであり、問題となっている事項に正面から向き合おうとしない不誠実な訴訟対応と言わざるを得ない。

第2 原告は処分の取消しを求めることにつき法律上の利益を有していること

1 次に、被告は「小売電気事業者に上記各権利（託送料金に賠償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金を上乗せされない権利や託送料金を値上げされない権利）を認めることができない以上、本件変更認可処分が原告の財産権を制限するものとはなり得ない」旨主張する（令和4年9月16日付け第8準備書面6～7頁）。

しかし、託送供給契約の相手方である小売電気事業者は、電気事業法によって、小売電気事業者の託送供給を受ける権利、それも、経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款により託送供給を受ける権利を保障されている。託送供給等約款の変更認可処分がなされない限り、一般送配電事業者が託送供給等約款を変更しても、それによる小売電気事業者の法的地位や権利は変動しない。

したがって、小売電気事業者は、託送供給等約款の変更認可処分がなされることによって必然的に賠償負担金相当金と廃炉円滑化負担金相当金を課される地位に立たされるものであり、本件変更認可処分によって託送供給契約の相手方に対する金銭の支払いを余儀なくされるのであるから、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たることになる。

- 2 なお、被告は「本件算定規則4条2項及び本件施行規則45条の21の2ないし7は、名宛人ではない小売電気事業者に何らかの義務を課すものではない」旨も主張するが（令和4年9月16日付け第8準備書面7頁）、被告は本件算定規則4条2項及び本件施行規則45条の21の2ないし7の解釈を誤っているものであるし、かかる被告の主張は条文の文言にも明白に反している。

第3 小売電気事業者は、電気事業法17条1項によって一般送配電事業者から託送供給を受ける権利が保障されていること

- 1 被告は「水道法15条1項の規定から直ちに具体的な水道供給を受ける権利が発生し、あるいは根拠づけられているとする余地はない。」、「最高裁平成11年1月21日判決及びその原審判決は、当該事案の事実関係の下において、水道法15条1項にいう『正当の理由』が認められるか否かについて判断したもので、水道法15条1項における『正当の理由』の一事例判断を示したものにすぎず、本件とは事案も争点も全く異なるのであって、約款

の変更にかかる本件との関係で何らの先例的な意義をも有するものではない」旨、主張する（令和4年9月16日付け第8準備書面8～9頁）。

- 2 しかし、最高裁平成11年1月21日判決及びその原審判決は、水道法15条1項によって、民法上の大原則である契約自由の原則が修正され、水道供給においては、供給申込みがされると正当な理由がない限り承諾の意思表示をする義務が発生し、同時に給水申込者の供給を受ける権利が発生するという契約関係上の権利義務が生じることを前提としている。

仮に、「正当の理由がなければ、これを拒んではならない。」との規定が、給水申込者の供給を受ける権利を規定するものでないならば、正当な理由の有無を判断する必要はなく、民事上の権利がないという理由で、棄却すればいいだけの話である。契約締結上の過失として、損害賠償義務があるかどうかだけの問題となる。最高裁平成11年1月21日判決及びその原審判決は、承諾に代わる意思表示を求めている事案であり、民事契約関係上の給水申込者の供給を受ける権利として、承諾に代わる意思表示を求める権利が発生することを前提に、すなわち、水道法15条1項により水道供給を受ける権利が保障されていることを前提に、正当な理由の有無を判断しているのである。この点に関し、被告は水道法及び前記最高裁平成11年1月21日判決及びその原審判決の解釈を誤っている。

そもそも、原告は「電気事業法17条1項の定めがなければ、そもそも、一般送配電事業者は、小売電気事業者に対し、託送供給を拒むことはできるし、同法18条1項、2項の定めがなければ、託送供給契約の内容も自由に決定することになる。その意味では、小売電気事業者は、電気事業法17条1項によって、一般送配電事業者から託送供給を受ける権利が保障されているし、同法18条1項、2項によって、その契約内容は、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款の通りとなる。したがって、小売電気事業者は、電気事業法17条1項、18条1項、2項によって、法的地位や権利を保障されている。」旨の主張をしているところ（準備書面9）、被

告は水道法の規定と同一に論じることができない旨の主張をするのみで、上記原告の主張に適切な反論ができていない。

第4 最後に

- 1 令和4年8月3日に行われた第8回口頭弁論期日において、原告は結審しても良い旨の意見を述べていたところ、被告が電気事業法17条の解釈に関する反論を行うということで、期日が続行された。もともと、被告は「本件変更認可処分によって、原告の権利は侵害されていない」旨のこれまでの主張を繰り返すのみであり、徒に審理を引き延ばすに過ぎないものであった。
- 2 本件では既に双方の主張立証が尽くされているため、審理を終結し、直ちに原告の請求を認める判決が言い渡されるべきである。

以上